令和３年度団体客誘致拡大事業

**しまなみ中国やまなみ沿線観光協会連絡協議会貸切バス代助成募集要項**

（趣旨）

1. この要項はしまなみ中国やまなみ沿線観光協会連絡協議会内地域へ観光客の増大を図るため、募集型企画旅行を催行する旅行業社に対し、当協議会が予算の範囲において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。（交付対象期間、助成金の額及び交付条件等）
2. 令和３年９月１日より令和４年３月３１日までにツアーの催行が完了する期間とする

但し令和３年１２月２５日～令和４年１月３日を除く

* 1. 助成金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施期間 | 助成金総額 | 協議会構成市町（12市町） |
| 令和３年９月１日～令和４年３月３１日＊除外日あり（第２条へ記載）**＊但し限度額に達した時点で終了** | 当協議会で決定した金額（変更する場合もあります）**＊先着順（申請書の提出順）** | 愛媛県今治市・上島町　広島県尾道市・三原市・竹原市・福山市・府中市・世羅町・三次市・庄原市・島根県雲南市・松江市 |

* 1. 助成金対象は次の通りです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象 | 助成額 | 交付条件 |
| 日帰り | 20,000円（1催行） | 1. 募集型企画旅行に限る
2. １事業者１申請に付き日帰りは２０，０００円　宿泊（１泊以上は同金額）は４０，０００円とし、１申請者に付き日帰り宿泊併せて２本を限度とする。（同会社で支店営業所が異なれば申請可能）
3. 発地は国内外全域で、協議会内への日帰り及び泊を伴うものとする。
4. 日帰りは協議会内観光施設に１か所以上の入場及び食事をとること（弁当可）。宿泊の場合は１か所以上の観光施設入場と１回は食事をとること（朝食は除く）
5. １催行当たりの参加者数の規定は設けない
6. 貸切バス条件　小型バス以上を利用すること
7. 他の助成と重複することは構わない。
 |
| 宿　泊 | 40,000円（1催行） |

1. 募集チラシ又は旅程表に「**しゃまなみ助成（ツアー）**」の表示を明記する
2. 助成金の交付を受けようとするものは、申請書をツアー出発１４日前までに、実施報告書をツアー終了後の翌日から起算して１４日以内に下記の書類を提出しなければならない。

１、申請書・実施報告書（兼請求書）

２、請求明細書（実施月に複数のツアーを設定した場合）

３、ツアーごとに立ち寄りを証明することができる書類（領収書、クーポン、請求書他の写し）

（助成金の交付決定等）

1. 協議会は、前条の申請書類を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請者に支払わなければならない。

（その他）

第６条　１、提出された申請書、実施報告書、添付資料に不正並びに著しい不備があった場合、助成金の申請を取り消す。

　　　　２、実施報告書（兼請求書）など第４条に定めた書類の提出が、提出期限を大幅に遅延した場合、助成金を交付しない場合がある。

　　　　３、天災地変、天候不順、交通機関の運休などの理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能な場合は、助成金交付適用外とする。

・協議会構成１３市町の観光協会

　今治地方観光協会、上島町観光協会、因島観光協会、尾道観光協会、三原観光協会、竹原市観光協会、

　福山観光コンベンション協会、府中市観光協会、世羅町観光協会、三次市観光協会、庄原観光推進

　機構、雲南市観光協会、松江観光協会

　**詳細事項お問合せ及び書類（申請書、報告書、変更申請書、請求書）の提出先**

|  |
| --- |
| （一社）三次市観光協会〒728-0014広島県三次市十日市南１丁目２－２３三次市交通観光センター１階電話０８２４－６３－９２６８メール　miyo-344@bz01.plala.or.jp担当者/久竹　雄一郎 |

　**書類提出方法**

　　**郵送又はメールにて提出して下さい。**